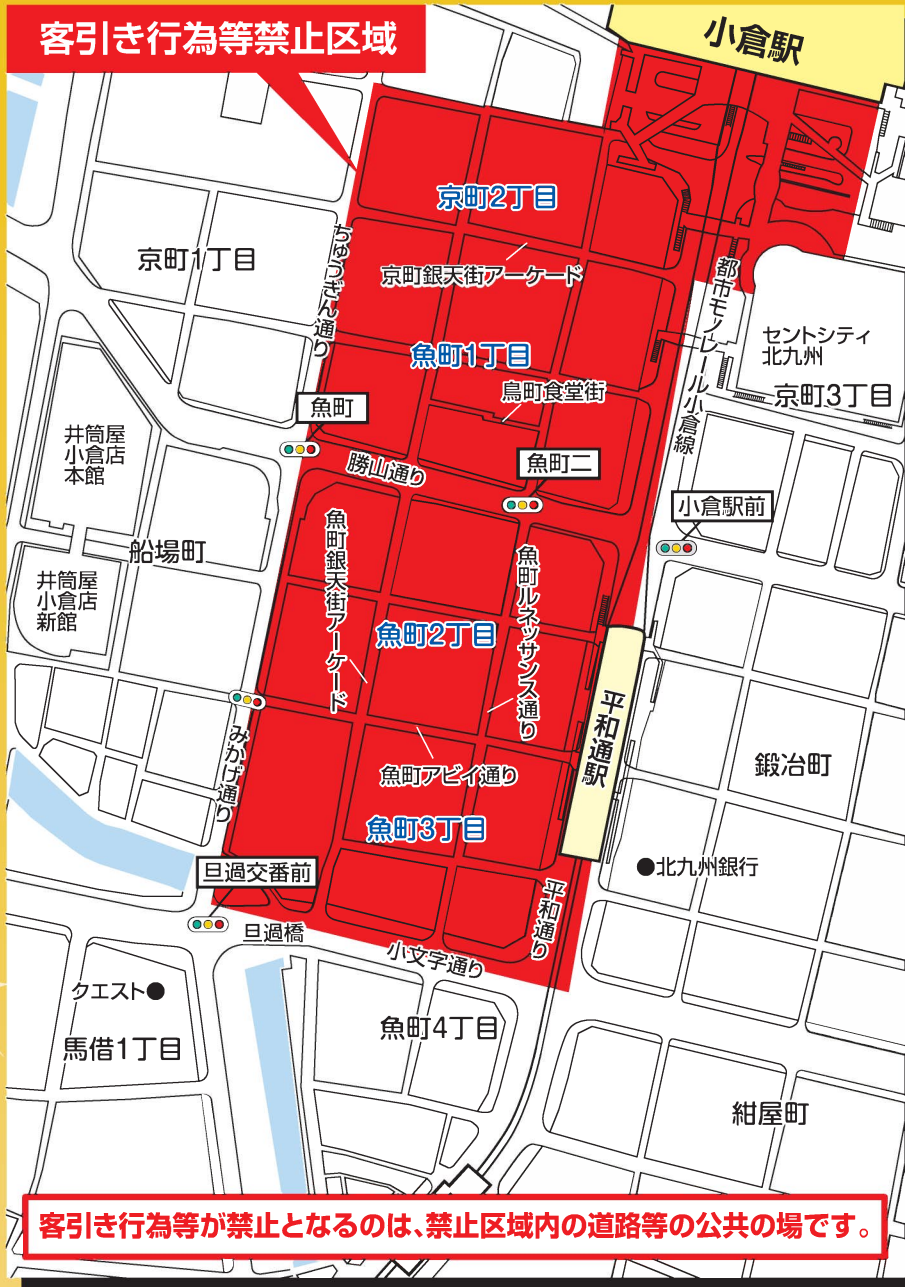


客引き行為等禁止区域内では、 全ての業種の客引き行為等が禁止です!

客引き!



客引き行為等が禁止となるのは、禁止区域内の道路等の公共の場です。

STOP!



禁止区域内で禁止となる行為

禁止区域内では、客引き行為等を **すること** **させること** が禁止となります!

違反者に対する処罰



⚠️ **5万円の過料**

⚠️ **氏名等の公表** (インターネット上に公開)

動画・公表ページは
こちらへ▶



客引き行為

不特定の者の中から
相手方を特定して
客となるよう勧誘する行為。
(キャッチ行為)

勧誘行為

不特定の者の中から
相手方を特定して役務に
従事するよう勧誘する行為。
(スカウト行為)

客待ち行為

公衆の目に触れるような
方法で客引き行為又は
役務勧誘行為の相手方と
なるべき者を待つ行為



通行する皆様へお願い

客引きを利用しない!

客引き・勧誘行為は**きっぱりと断り**、
ついていかないようにしましょう。

事業者の皆様へお願い

**客引きを しない!
させない!**

客引き行為等の禁止に関し、
従業員への指導・監督をお願いします。

客引きをカエル。小倉をカエル。
客引き、勧誘。

客引き条例の詳細については、北九州市のホームページへ!

